

名古屋市人事委員会達第 1 号

人事委員会事務局

事務局長以下代決規程（昭和47年名古屋市人事委員会達第 2 号）の一部を次のように改正する。

令和 8 年 3 月 27 日

名古屋市人事委員会委員長 二 神 望

次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改 正 前	改 正 後
（事務局長代決事項） 第 2 条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （1）～（13）（略） （14）主任転任試験に関する事 <u>（実施要綱及び合格者の決定を除く。）</u> 。 （15）～（24）（略） 2 （略）	（事務局長代決事項） 第 2 条 事務局長の代決事項は、次のとおりとする。 （1）～（13）（略） （14）主任転任試験に関する事 <u>（合格者の決定を除く。）</u> 。 （15）～（24）（略） 2 （略）

附 則

この達は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。